

鴨川市旅券事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第47号

鴨川市旅券事務取扱要綱の一部を改正する告示

鴨川市旅券事務取扱要綱（平成30年鴨川市告示第132号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

「

一般旅券の新規交付	申請を受理した日から起算して 9日以内
記載事項の変更に伴う一般旅券の交付	申請を受理した日から起算して 9日以内
査証欄の増補に伴う一般旅券の交付	申請を受理した日から起算して 7日以内

を

」

「

一般旅券の新規交付	申請を受理した日から起算して 11日以内
残存有効期間同一旅券の交付	申請を受理した日から起算して 11日以内

に改める。

」

附 則

この告示は、令和7年3月24日から施行する。